

株式会社加藤土木行動計画

すべての社員がその能力を発揮できるワークライフバランスの実現を目指し、少しでも次世代育成支援に貢献できるように、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間

2. 内容

目標

1 すべての社員が育児に関する制度を正しく理解する。

制度の対象者が円滑に利用できるように、また、制度利用者に対する偏見の目を失くし相互に協力し合えるように、全員がその制度の趣旨と利用方法を把握するように努める。

<対策>

- 令和元年8月～ 就業規則のうち「育児休業等規程」の周知及び説明をあらためて行う。
- 令和元年8月～ 厚生労働省が発行するパンフレットを入手したときは、回覧又は配布する。
- 令和元年8月～ 社員が制度の利用を希望する請求があったときは、面談の上、具体的な利用方法を計画し、他の社員に協力を要請する。

目標

2 育児に係るノー残業デーを設定し所定外労働時間を削減する。

子の誕生日など子や孫とのイベントがある日については、事前の申出により優先的にノー残業デーとする。ノー残業デーの設定を増やし、時間外労働を削減していく。

<対策>

- 令和元年8月～ 会議時等に制度を周知し、申出の受付を開始する。
- 令和元年8月～ ノー残業デー設定日を周知する。
- 令和2年1月～ ノー残業デーの運用状況の確認と見直しを行い、残業の多い者や未設定者に対し推進するとともに意見を聴取する。

目標

3 出産・育児に係る年次有給休暇の取得を増加させる。

子の出生時における父親が立ち会うため、子や妊婦の看護等のため、子の誕生日や式典その他のイベントのために年次有給休暇を取得することを促進する。

<対策>

- 令和元年8月～ 会議時等に制度を周知し、申出の受付を開始する。
- 令和2年1月～ 年次有給休暇の取得状況を確認し、取得日数の少ない者に対して個別に取得を勧める。
- 令和2年8月～ 前年度の取得結果を踏まえ、取得率の少ない者の職務内容及び労働環境の確認、本人からの意見の聴取などの上分析し、全社員ができる限り均等に年次有給休暇を取得できる環境を整える。

策定日： 令和 元年 7月 22日